

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事請負契約約款第51条により、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「工事」とは、市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この要領において「旧労務単価」とは、予定価格算出時に利用した労務単価をいう。

3 この要領において「新労務単価」とは、契約日時点の労務単価をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、別途通知による。

(受注者への通知)

第4条 市長は、対象となる工事ごとに、新労務単価に基づく請負代金額の変更についての協議を請求できる旨を、発注者から受注者に対し、請求可能期限を明記し、別記様式1により通知する。

2 請求可能期限は、前項の規定による通知の日より14日以内を基本とする。ただし、市長は、契約変更手続等に支障があれば、支障の生じない日数に短縮することができる。

(受注者からの請求)

第5条 前条第1項の規定による通知を受けた受注者は、新労務単価に基づく請負代金額の変更について、請求可能期限までに発注者に別記様式2により請求する。この場合において、この請求は、受注者からの請求を発注者が受理した時点で有効とする。

(変更契約)

第6条 前条に規定する請求の受理した後、市長は、直近の変更契約時に新労務単価により積算された請負代金額を反映するものとする。

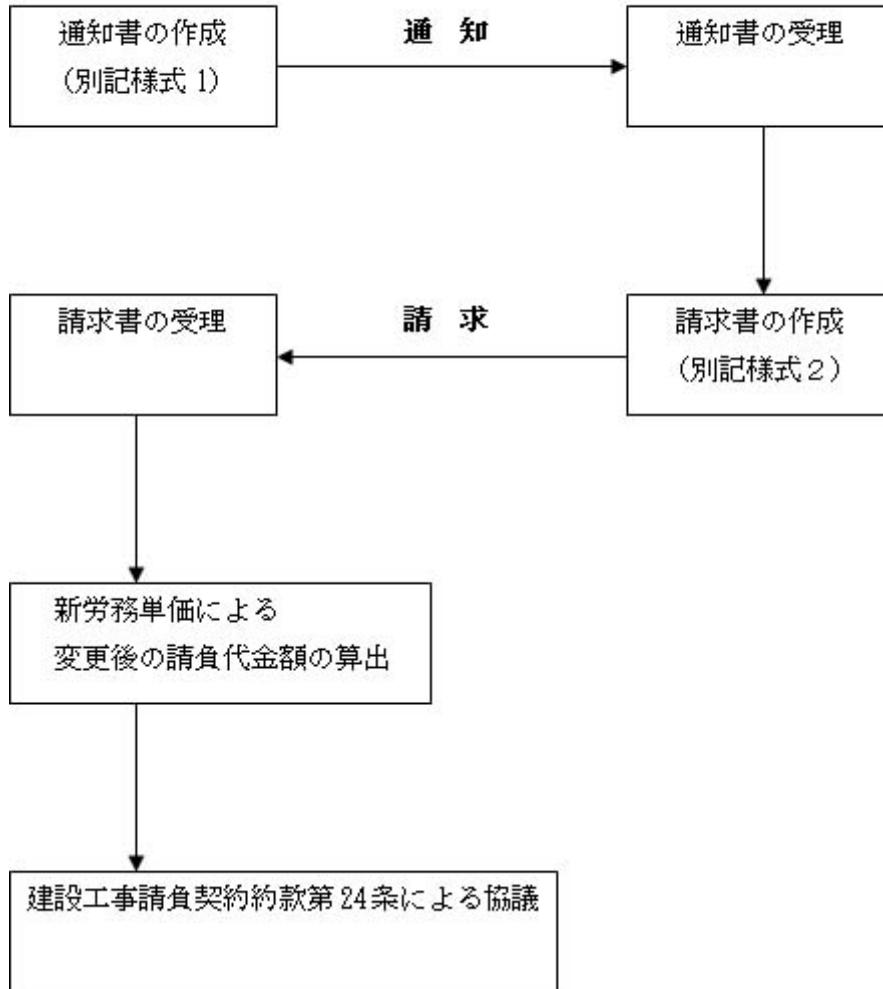
附 則

この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

事務処理フロー

発注者

受注者



別記様式1(第4条関係)

平成 年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

公共工事労務単価の運用に係る特例措置による請負代金額変更の協議について (通知)

緊急経済対策としての公共工事の迅速かつ円滑な施工確保と技能労働者の確保に向けた就労条件の改善の観点から、次の契約について、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更する請負代金額変更の請求が可能であることを通知します。

1 工事名

2 請求可能期限

平成 年 月 日

3 事務処理について

新労務単価に基づく契約に変更する、請負代金額変更の協議を請求される場合は「別記様式2」により請求可能期限までに請求して下さい。

なお、請求を発注者が受理することで、変更契約の対象とします。

4 協議により請負代金の変更となった場合

「技能労働者への適切賃金水準確保について」(平成25年3月29日付け国土入第36号)の趣旨を踏まえ、元請企業と下請企業間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等についても適切に対応することとし、必要に応じて「施工体制立ち入り点検」等の調査を行うことがあります。

別記様式2(第5条関係)

平成 年 月 日

(発注者) 様

(受注者) 印

公共工事労務単価の運用に係る特例措置による請負代金額変更の
協議について (請求)

平成 年 月 日の通知により、次の契約について、旧労務単価に基づく契約
を新労務単価に基づく契約変更する請負代金額変更の協議を請求します。

1 工事名